

令和3年度島根県職業訓練実施計画

(公共職業訓練と求職者支援訓練に係る総合的な計画)

令和3年4月1日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、公共職業能力開発施設で行われる職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）や、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、国及び島根県が一体となって特定求職者を含む求職者等に対する職業訓練受講の機会を十分に確保するため、職業訓練の実施に関し、重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

本県における令和3年1月の有効求人倍率（季節調整値）は1.35倍で、全国の有効求人倍率1.10倍を0.25ポイント上回り、95か月連続で1倍を超える水準で推移しているものの、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響から、雇用情勢は注意を要する状況にある。

今後、さらに高齢化等に伴う人口減少が進んでいく中、地域経済を維持していくためには、雇用環境の整備や生産性の向上に取り組んでいくことが課題となる。

このため、公的職業訓練を通じて、人手不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等に向けた人材の育成を図るとともに、企業の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上を進めていく等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要となる。

また、労働力人口が減少していくことが予測される中、フリーター、女性、高齢者、障害者、就職氷河期世代等のそれぞれの課題に応じた能力開発を行い、円滑な再就職に努めていくことが必要である。

(2) 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況

		施設内 離職者	委託訓練 離職者	在職者	施設内 学卒者	施設内 障害者	委託訓練 障害者
県立高等技術校	計画	30人 (3)	716人 (56)	286人 (26)	115人 (9)	10人 (1)	86人 (53)
	実績	19人 (3)	406人 (46)	295人 (35)	83人 (9)	6人 (1)	63人 (37)
	就職率 (H31)	89.4%	74.9%		96.7%	100.0%	66.1%
島根職業能力 開発促進センター	計画	388人 (26)		600人 (53)			
	実績	259人 (20)		486人 (74)			
	就職率 (H31)	87.8%					
島根職業能力 開発短期大学校	計画			496人 (48)	55人 (3)		
	実績			295人 (36)	59人 (3)		
	就職率 (H31)				100.0%		
求職支援訓練	計画	基礎コース 195人 ・ 実践コース 320人					
	実績	基礎コース 20人 ・ 実践コース 69人					
	就職率 (H31)	基礎コース 76.2% ・ 実践コース 81.5%					

※実施済みなど実績が判明しているものについて計上。令和3年1月末現在の入校者/受講者数（2年次のものを除く）。（）はコース数。

※就職率については、平成31年度修了生の数値。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者等

(1) 実施方針

島根県内で行われる公的職業訓練（公共職業訓練と求職者支援訓練）を計画的かつ効果的に行うため、一体的に計画を策定し、島根県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び島根労働局が連携を密にし、公的職業訓練を機動的・弾力的に展開する。

また、令和2年5月からは公共職業訓練の全ての課程について、令和3年2月からは求職者支援訓練について、同時双方向型によるオンラインによる訓練の実施が可能とされたことから、実施状況や訓練効果等を踏まえながら、オンラインによる訓練を推進していくこととする。

さらに、新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる者やシフト制が減少した者等の職業能力を向上させ、今後のステップアップに結びつけられるよう、職業訓練期間及び時間の設定が柔軟化されたことから、島根県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は多様な訓練コースの設定に努め、ハローワーク等と連携協力の上、対象者に向けた的確な情報提供、受講あっせんに取り組んでいく。

それぞれの訓練は、次の方針により実施する。

(離職者訓練)

令和2年4月以降、有効求人倍率は低下基調にあるも依然として、人材不足の業種もあることから、業界団体や関係機関と連携し、求人の動向を踏まえた訓練科目を設定する。特に新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護分野の訓練を推進していくこととする。

なお、ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した職業訓練の実施にも取り組む。

また、これまで能力開発の機会に恵まれなかった方を対象として、国家資格等の取得を目指す長期の訓練コースを推進し、正社員就職に導くことが出来る訓練を実施する。

おって、各訓練の実施機関及び島根労働局が常に調整を図り、離転職者に対し職業訓練の機会を提供することにより、再就職を支援する。

(在職者訓練)

業界団体や商工団体等と連携し、企業のニーズを反映した訓練科目を設定することにより最新技術の習得や熟練技能の伝承を図る。

また、高等技術校とポリテクセンター島根及び業界団体が協力して訓練を実施するなど、効果的な職業訓練により在職者のスキルアップを支援する。

なお、第4次産業革命に対応してIoT技術等に対応した職業訓練の実施に取り組む。

また、ポリテクセンター島根及びポリテクカレッジ島根に設置した生産性向上人材育成支援センターによる在職者訓練のコーディネートや生産性向上のための支援、IT理解・活用力リテラシーを習得するための事業主支援等を行い、民間人材等を活用した在職者訓練を拡充することにより、中小企業等の労働生産性向上等に向けた人材育成を支援する。

(学卒者訓練)

高等学校卒業者等の若年者を対象に、業界のニーズに対応した、地域のものづくり産業等で活躍できる実践技術者の育成をめざした訓練を実施する。

(障がい者訓練)

一般校を活用して施設内で行う障がい者訓練については、東部高等技術校において「介護サービス科」を継続して実施する。

委託訓練については、社会福祉法人、民間教育機関、企業等を活用し、障がい者が住む身近な地域で障がい者の多様なニーズに対応した訓練を実施する。

(求職者支援訓練)

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化に伴い、特定求職者の増加を見込んでいる。そのような中で引き続き、非正規労働者や自営廃業者、新規学卒未就職者など雇用保険の基本手当を受けることができない求職者に対して、雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう必要な職業訓練の機会を提供し、早期の就職を目指す。

基礎的能力のみを習得する職業訓練コース（基礎コース）と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を同程度とし、デジタル分野等の成長分野や新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人を踏まえたものとする。

また、独自の訓練分野、特定の地域を念頭に置いた地域ニーズ枠を設定する。

さらに、育児中の女性等で再就職を目指すもの、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

なお、訓練の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえ四半期ごとに求職者支援訓練を認定し、認定単位ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、島根労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部のホームページにより周知する。

(2) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等（令和3年度計画）

実施主体	内訳	対象者数	訓練の実施分野	目標就職率
県	施設内訓練	30人 (3)	機械加工・溶接科 事務ワーク科	100%
	委託訓練	657人 (58)		85%
	離職者等再就職訓練事業	657人 (58)		
	長期高度人材育成コース	71人 (18)	介護、保育系等	
	知識取得コース	556人 (38)	事務・介護系	
	デュアルシステム	30人 (2)	農業・事務・介護系	
島根職業能力開発促進センター	施設内訓練	406人 (26)	テクニカルオペレーション科「機械・CADオペレーション科」 金属加工科 住宅リフォーム技術科 建物管理サービス科「ビル管理サービス科」 電気設備技術科 電気設備技術科（短期DS）「電気設備技術科（企業実習付）」 スマート生産サポート科「ICT生産サポート科」 ビジネスネットワーク科	80%

※（ ）内はコース数

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等（令和3年度計画）

実施主体	訓練科名	対象者数
県	住環境・土木科、建築科、Webデザイン科、機械加工・溶接科、ハウスマークト科	314人 (30)
島根職業能力開発促進センター	(分野・職務) 設計・開発、加工・組立、工事・施工、検査、保全・管理、教育・安全	740人 (59)
島根職業能力開発短期大学校	生産技術科、電子情報技術科、住居環境科	769人 (60)

※（ ）内はコース数

(4) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等（令和3年度計画）

実施主体	訓練科名	対象者数	目標就職率
県	美容科、自動車工学科、住環境・土木科、ものづくり機械加工科、Webデザイン科、OAシステム科、建築科、ハウスマークト科	115人 (9)	100%
島根職業能力開発短期大学校	生産技術科、電子情報技術科、住居環境科	55人 (3)	100%

※（ ）内はコース数

(5) 障がい者等に対する公共職業訓練の対象者数等（令和3年度計画）

実施主体	訓練科名	対象者数	目標就職率
県（施設内訓練）	介護サービス科	10人 (1)	74%
県（委託訓練） 西部高等技術校 総合実務科を含む	知識・技能習得訓練コース	45人 (9)	
	実践能力習得訓練コース	36人 (36)	
	特別支援学校早期訓練コース	25人 (25)	

※（ ）内はコース数

(6) 求職者支援訓練の対象者数等（令和3年度計画）

区分	地域及び分野	対象者数	目標就職率
合 計		509 人	
基礎コース		176 人	58%
	地域ニーズ枠 (ハローワーク浜田・益田管内)	30 人	—
実践コース		333 人	63%
	介護系	90 人	—
	医療事務系	30 人	—
	情報系	60 人	—
	就職氷河期対策	44 人	—
	その他	109 人	—

※新規参入枠は、基礎コース 30%、実践コース 30%であるが、新規枠が 20 人未満の場合は 20 人まで可能とする。ただし実績枠が 20 人を下回らない範囲とする。また、同一の認定単位期間での実績枠に余剰人員が発生した場合は、枠の活用のため、新規採用枠への振替を可能とする。

※地域ニーズ枠については全て新規参入枠とすることができる。

※中止となった訓練コース分の認定数については、次期以降の認定単位期間の同一分野の認定に活用できる。

※厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室に報告の上、第 3 四半期、第 4 四半期においては、余剰人員について、基礎・実践コース間の振替及び実践コースの他分野への振替を可能とする。

※1 認定単位期間（四半期）における各地域（ハローワーク管轄内）で申請できるコースの上限を 1 分野 1 コースまでとする。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされている方等を対象に設定する短期・短時間特例訓練については、随時、申請できることとする。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 公的職業訓練の計画的、効果的な設定

島根県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び島根労働局が一体となり公的職業訓練の訓練規模、訓練分野、開講時期等の調整を行うことで、訓練希望者に対する受講機会を適切に提供する。

公的職業訓練を効果的に実施していく上で、地域の経済団体や労使団体等から人材ニーズ、訓練ニーズをくみ取り、公的職業訓練のコース設定に反映させることが必要となる。このため、島根県地域訓練

協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた計画的で実効性のある公的職業訓練の推進に資することとする。

(2) 訓練受講希望者等の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

訓練受講希望者や職業相談を通じて職業訓練の受講が必要であると判断される者が必要な公的職業訓練を受講できるよう、労働局、ハローワーク及び職業能力開発施設が連携して、訓練説明会や施設見学の開催、訓練風景の動画配信サイトの案内等、訓練情報の提供に取り組み、ハローワークの訓練相談窓口積極的に誘導する。

公的職業訓練の受講指示等に当たっては、訓練受講の必要性をより明確にするために、ハローワークにおいて、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施し、的確な受講あっせんに取り組む。

(3) 訓練受講者に対する就職支援

求職者支援訓練受講者及び職業訓練受講給付金受給者については、毎月1回の指定来所日において職業相談を実施する。一方、公共職業訓練受講者についても活動指定日を設定し、訓練受講中の早い時期からハローワークによる職業相談の機会を提供する。

また、訓練修了1ヶ月前時点で就職未内定者については、職業能力開発施設と調整の上、ハローワークへ積極的に誘導する等、担当者制による就職支援を強化し、訓練修了後概ね3ヶ月後までを目処に一貫した個別支援に取り組む。

なお、全てのハローワークの職業訓練相談を行う窓口、当面の間「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置し、シフト制で働く者や休業中の者で働きながらステップアップしたい者等を対象として職業訓練の情報提供、受講あっせん、就職支援等に重点的に取り組んでいく。